

建設工事にかかる「低入札価格調査」及び「最低制限価格」の算定方法改正について

栗原市が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、ダンピング受注の防止として実施している、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格算定率を以下のとおり変更します。

1. 変更概要

近年の多岐にわたる価格高騰は、建設業界にとっても影響が大きく、適正な実勢価格の反映等その対応を要望されています。

一層のダンピング対策を図るため、市が適用する算定の率を、宮城県同等基準に引上げ見直しを行います。

2. 価格算定の変更内容

【低入札価格調査制度】

税込予定価格 5,000 万円以上の工事の一般競争入札に適用しています。

以下の方法で調査基準価格と失格基準価格を算定し、調査基準価格未満で失格基準価格以上の入札は落札を保留して、適正な履行が可能かを調査したうえで落札を決定します。

失格基準価格を下回る入札は「失格」となります。

(旧) 令和8年3月まで	(新) 令和8年4月から
<p>【解体工事以外一律】 下記の①から④の合計額（税抜）。</p> <p>(1) 調査基準価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接工事費 × 95% (解体工事のみ × 75%) ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55% <p>(2) 失格基準価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接工事費 × 90% (解体工事のみ × 75%) ② 共通仮設費 × 85% ③ 現場管理費 × 85% ④ 一般管理費等 × 50% <p>算定額の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 上限額 予定価格の 90% 下限額 予定価格の 70% 	<p>【全工種】 下記の①から④の合計額（税抜）。 解体工事についても同様の算定。</p> <p>(1) 調査基準価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>直接工事費 × 97%</u> ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ <u>一般管理費等 × 68%</u> <p>(2) 失格基準価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>直接工事費 × 92%</u> ② 共通仮設費 × 85% ③ 現場管理費 × 85% ④ <u>一般管理費等 × 63%</u> <p>算定額の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>上限額 予定価格の 92%</u> <u>下限額 予定価格の 75%</u>

【最低制限価格制度】

税込予定価格 200 万円を超え 5,000 万円未満の工事で、一般競争又は指名競争による入札に適用しています。

以下の方法で算出した最低制限価格を下回る入札は「失格」となります。

(旧) 令和8年3月まで	(新) 令和8年4月から
<p>【解体工事以外一律】 下記の①から④の合計額(税抜)を算定基礎額とする。</p> <p>① 直接工事費 × 95% (解体工事の場合は 75%)</p> <p>② 共通仮設費 × 90%</p> <p>③ 現場管理費 × 90%</p> <p>④ 一般管理費等 × 55%</p> <p>算定額の範囲 上限額 予定価格の 90% 下限額 予定価格の 70%</p>	<p>【全工種】 下記の①から④の合計額(税抜)を算定基礎額とする。解体工事についても同様の算定。</p> <p><u>① 直接工事費 × 97%</u></p> <p>② 共通仮設費 × 90%</p> <p>③ 現場管理費 × 90%</p> <p><u>④ 一般管理費等 × 68%</u></p> <p>算定額の範囲 <u>上限額 予定価格の 92%</u> <u>下限額 予定価格の 75%</u></p>
<p>最低制限価格制度では、上記の合計額(算定基礎額)に、ランダム係数(範囲: 0.99001~1.00998)を乗じた価格を最低制限価格としていますが、その算出方法に変更はありません。</p>	

なお、低入札価格調査制度、最低制限価格制度のいずれも、算定した金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

《参考》

低入札価格調査制度と最低制限価格制度のイメージ

最低制限価格制度		低入札価格調査制度	
予定価格	予定価格超過	予定価格	予定価格超過
	落札		落札
最低制限価格		調査基準価格	低入札価格調査
	失格	失格基準価格	失格